

前金	部分払	
有	一回	

平成29年度住第2-2号

津市市営大井住宅C-19号ほか2戸屋根塗装替等修繕

工事場所	津市中河原地内
工期	平成30年2月5日まで
工事概要	改修（屋根塗装改修） 塗装改修 ※上記に係る塗装修繕等一式

担当参事	市営住宅課長	担当副参事	担当主幹	担当	
			検算者	照査責任者	設計者

津市建設部市営住宅課

津市建設部市営住宅課

津市建設部市営住宅課

大井住宅C-19、C-20		塗装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
〈塗装〉						
高圧水洗浄	加圧力10～15Mpa	93.6	m ²			
屋根塗装	下塗り（3回塗） 一液反応硬化型エポキシ樹脂シーラー 上塗り（2回塗）	93.6	m ²			
	1液ターペノン可溶シリコン樹脂塗料					
S O P 塗り （糸幅300mm以下） 改修仕様	木部 工程B種 下地調整RB種（塗替え面）	57.4	m			
E P 塗り 改修仕様	けい酸カルシウム板面 工程B種（見上） 下地調整RB種（塗替え面）	34.4	m ²			
〈防水〉						
シーリング	一般部 変成シリコン系（MS-2） 20×10	75.2	m			
〈金属〉						
棟包み	ガルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm 糸幅300mm	33.4	m			
棟巴	ガルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm	8	か所			
棟下地	人工木材 18×90 ステンレスビス共	72	m			
〈とい〉						
軒どい	半丸 幅105	57.2	m			
堅樋	径60 継手含む	21.2	m			
集水器	幅 105	8	個			
エルボ	Φ60用	16	個			
〈発生材処理〉						
発生材運搬	積込み共（設備工事分含む）	1	式			
発生材処分	処分費（設備工事分含む） 木材0.2m3程度、廃プラ0.2m3程度 スクラップ 0.2 t 程度	1	式			

[illegible]

[illegible]

津市建設部市営住宅課

大井住宅C-21						
塗装改修			改修			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
〈塗装〉						
高圧水洗浄	加圧力10～15Mpa	46.8	m ²			
屋根塗装	下塗り（3回塗） 一液反応硬化型 [※] 樹脂シーラー 上塗り（2回塗）	46.8	m ²			
	1液 [※] ペン可溶シリコン樹脂塗料					
S O P 塗り （糸幅300mm以下） 改修仕様	木部 工程B種 下地調整RB種（塗替え面）	28.7	m			
E P 塗り 改修仕様	けい酸カルシウム板面 工程B種（見上） 下地調整RB種（塗替え面）	17.2	m ²			
〈防水〉						
シーリング [※]	一般部 変成シリコン系（MS-2） 20×10	37.6	m			
〈とい〉						
軒どい	半丸 幅105	28.6	m			
堅樋	径60 継手含む	10.6	m			
集水器	幅 105	4	個			
エルボ [※]	Φ60用	8	個			
〈金属〉						
棟包み	ガルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm 糸幅300mm	16.7	m			
棟巴	ガルバリウム塗装鋼板 厚0.4mm	4	か所			
棟下地	人工木材 18×90 ステンレスビス共	36	m			
〈発生材処理〉						
発生材運搬	積込み共（設備工事分含む）	1	式			
発生材処分	処分費（設備工事分含む） 木材0.1m3程度、廃材0.1m3程度 スクラップ 0.1t 程度	1	式			

[illegible]

特 記 仕 様 書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、修繕の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、修繕現場内において、氏名、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 修繕名 ○○○○○修繕 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
----------------------	--

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

修繕期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、修繕関係車両の出入りが頻繁になるときは、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本修繕には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該修繕の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【施工体制台帳】

受注者は、修繕を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、修繕現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

修繕完成報告書の提出部数は2部とする。

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年津市訓第34号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められる場合、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を願うものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。